

3 経済・産業 ～未来へ向かって確かな経済成長をリードする希望の輝き・北海道

(1) 農林水産業の持続的な成長

【潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり】

■国際農業交渉の理解促進

- ・ 農業者が安心して経営を継続できるようにするため、関係団体と連携しながら地域における国際農業交渉の影響や課題などの情報収集に努め、いかなる国際農業交渉にあっても重要品目に対する必要な国境措置を確保し、本道農業が持続的に発展していけるよう国に働きかけるとともに、交渉等に関する啓発活動を通じて、道民の理解を促進していきます。

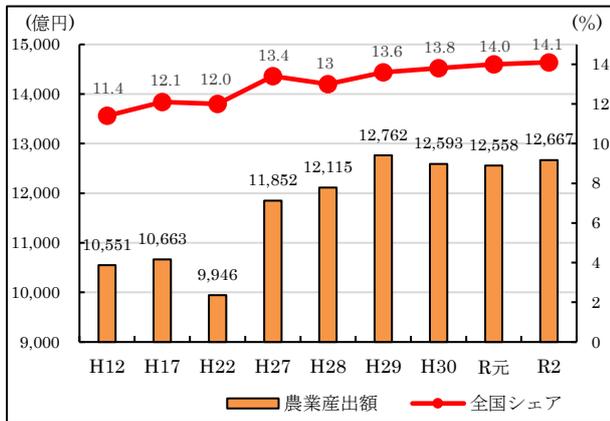
■国際水準GAP実践の拡大

- ・ 農業の持続可能性を高める国際水準GAPの実践を拡大するため、農業者向け研修会の開催や指導者の育成等による指導体制の充実・強化、農業教育機関及び環境負荷低減に取り組む農業者団体等の認証取得への支援に取り組みます。

■戦略商品の開発と需要の取込み

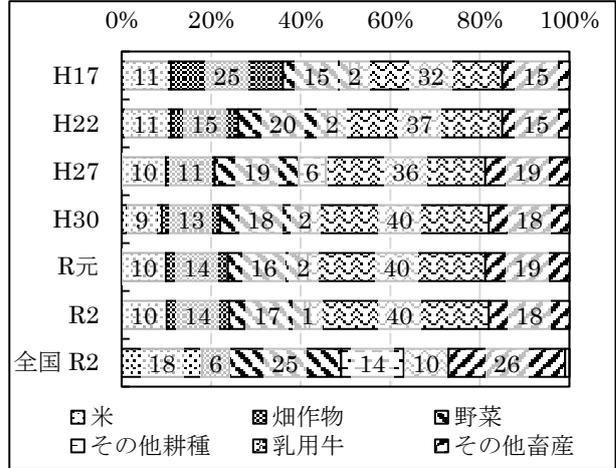
- ・ 近年、道内で栽培が拡大し、今後新たな戦略作物の可能性のある北海道の「新顔作物」の生産振興を図るため、産地の取組にスポットライトを当て、需要拡大と取組産地の拡大を一体的に推進します。

〈参考〉本道の農業産出額と全国シェア



〔資料：農林水産省「生産農業所得統計」〕

〈参考〉農業産出額の構成比



〔資料：農林水産省「生産農業所得統計」〕

■スマート農業の推進

- ・ 情報共有・発信や技術課題の検討、地域での指導的人材の育成、研修会及び技術セミナー等の開催による地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進するとともに、ICTを活用した牧草生産や種馬鈴しょ生産における労働力の負担軽減と経営の効率化などに取り組みます。
- ・ 実用化可能な段階となったICT機器を活用した草地（牧草）管理技術に対する理解促進のため、生産者へのPR等を行います。
- ・ 種馬鈴しょの生産は植物防疫法に基づく検査が義務づけられていることから、病株抜き取り作業の負担軽減を図るため、ICTを活用した労働時間の負担軽減に繋がる生産技術の実証に取り組みます。

■競争力のある農畜産物の生産体制づくり（農産関係）

- ・ 国際環境の変化にも対応できる産地づくりを進めるため、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、産地の高収益化に向けた取組を支援します。
- ・ 需給動向に見合った農産物の計画的な生産を推進するため、優良品種の円滑な普及や安定的な種子の生産・供給を行うとともに、地域の営農条件に即した輪作体系の確立に取り組みます。
- ・ 安全で高品質な食料を安定的に生産・供給するため、道総研と連携し、食味や耐病性、加工適性など生産者や実需者のニーズに対応した優れた品種や安定生産技術の開発と普及組織による地域への速やかな普及を図るとともに、新たに発生した病害虫や重大な損害を与えるおそれのある病害虫に対しては迅速な対応を行います。

II-3 経済・産業

- ・本道稲作農業の持続的な発展と経営の安定を図るため、高品質・良食味米の安定生産や北海道米の消費拡大、農家戸数が減少する中での生産力維持に向けた新品種の導入や省力化技術の推進、道産酒米の生産振興や道産日本酒のブランド力強化などの取組を総合的に推進します。
- ・道産小麦の需要の高まりや地産地消の観点から北海道の小麦で初めてとなる菓子用小麦「北見95号」の普及促進により、小麦商品の原料を道外・海外産小麦から安全・安心で良質な道産小麦への置き換えを図り、道産小麦の需要拡大に取り組みます。
- ・年間を通じて野菜の計画的かつ安定的な供給に資するため、生産性の高い高度な施設園芸の全道展開を目指し、国費事業で整備した次世代施設園芸北海道拠点で得られた知見等を活用して、生産者等に対する普及啓発活動などの取組を総合的に推進します。
- ・北海道野菜のブランド力向上と生産確保を図るため、加工・業務用野菜の生産拡大や新規野菜・特産野菜の導入推進、野菜の衛生管理対策に取り組みます。
- ・道産果実のブランド力の強化と果樹農業の振興を図るため、果実の高品質生産や需要の拡大などの取組を推進します。
- ・ワイン用ぶどうの単収の向上や品質の安定を図るため、関係機関と連携しながら定技術講習会等を実施し、生産性向上に向けた取組を推進します。
- ・花き産業の発展のため、道内花き関係者と広く連携し、生産から流通・消費拡大までに至る一環した取組を支援します。

■競争力のある農畜産物の生産体制づくり〈酪農、畜産、自給飼料関係〉

- ・地域全体で収益性の向上と競争力の強化を図るため、畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設の整備等を支援します。
- ・国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率の向上を図るため、植生が悪化している草地の植生改善対策等に取り組みます。
- ・酪農経営の体質強化を図るため、省力化機械の導入による労働負担軽減・生産性向上の効果指標の普及や、牛群検定データ活用による飼養管理技術の改善、酪農ヘルパーの確保に向けた取組等を推進します。
- ・北海道和牛の競争力強化とブランドの確立に向けて、優良な繁殖雌牛群に食味などの優れた種雄牛を交配し、産まれてきた雌牛にゲノミック評価を行い、早期にトップエリート牛群の造成に取り組みます。
- ・道産牛肉の生産・流通基盤の強化を図るため、国内外から選ばれる道産牛肉づくりに向けて、生産技術の向上とともに知名度やシェア拡大などの取組を支援します。

■環境保全型農業の推進

- ・農業生産活動を通じた環境保全への取組を促進するため、家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理、肥料の適正施用など環境負荷の低減に向けた取組を推進します。
- ・環境への負荷の低減や安全・安心を求める消費者ニーズに応えるため、堆肥の施用など土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業技術の開発や再構築に取り組むとともに、それらを基本的に使用しない有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及を進めます。



※北のクリーン農産物表示制度

堆肥など有機物の施用などによる健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬を削減する「クリーン農業技術」を用い、作物ごとに定められた一定の基準をクリアした道産農産物に「YES!clean」マークを表示するもの。

■再生可能エネルギーの開発・導入の促進

- ・地域農業の振興と環境保全の取組を促進するため、農村地域に存在する豊富なバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーの生産・利用の拡大を推進します。

■6次産業化の推進

- ・農山漁村における所得の向上や雇用の創出など地域経済の活性化を推進するため、地域自らが創意と工夫を凝らして、人や自然、風土、歴史、生産物などの地域の特色ある資源を生かし、商品開発や販売、新事業の創出に取り組む農業の6次産業化を推進します。

■新規就農者の育成・確保

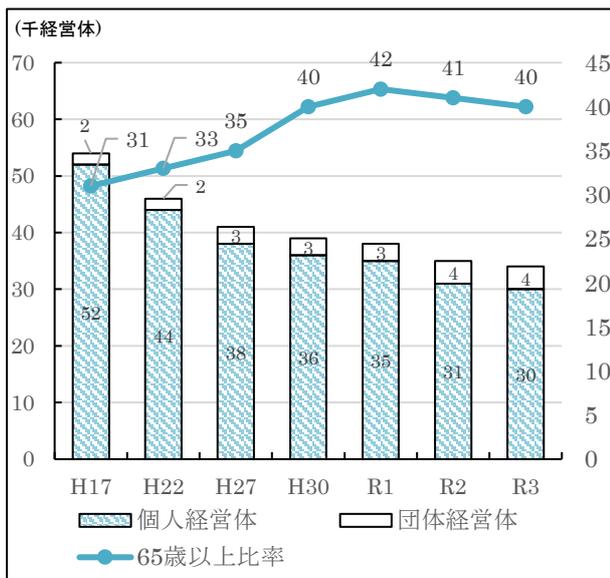
- ・新規就農者の育成・確保を図るため、北海道農業公社と連携した就農関係情報の発信や就農相談会等の開催、高校生や大学生等の若者の就農意欲喚起に向けた、幅広い取組を推進します。
- ・農業法人や農業支援組織の従業員となって農業に従事する雇用就農を促進するため、労働環境改善セミナーや雇用就農相談会等を実施します。
- ・新規就農者の初期投資の負担軽減や就農後の経営の安定化を図るため、制度資金の融通や農業次世代人材投資資金の交付を行います。

- 優れた人材を育成するため、農業大学校における研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導などを行います。

■担い手の経営体質の強化

- 地域のリーダーとしての経営感覚を備えた農業者を育成するため、経営力や技術力を向上させるための研修教育等を行います。
- 農業経営の体質強化を図るため、生産の合理化、経営発展に必要な農業用施設・機械の整備や農業関係制度資金の融通を支援します。
- 農業経営の安定化を図るため、経営所得安定対策を推進します。
- 多様な担い手の育成・確保を図るため、農業経営の法人化や農外企業等の農業参入、企業と地域とのマッチングなどの取組を支援します。
- 地域の農業生産を維持・拡大していくため、地域の経営体を支える農作業受託組織の育成・確保を推進します。
- 担い手を支える雇用人材を確保するため、働きやすい環境づくりを進めるとともに、地域の多様な人材の活躍に向け、農業体験や農福連携などの取組を推進します。
- 女性の経営・社会参画を推進するため、若手女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化、男性側の理解促進など、女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 農業生産現場における人材を確保するため、特定技能外国人材の受入モデル地区におけるノウハウや制度・関係法令に係る農業者・関係団体への普及・啓発を図り、外国人材の円滑な受入れを推進します。

〈参考〉農家戸数と65歳以上比率（基幹的農業従事者）

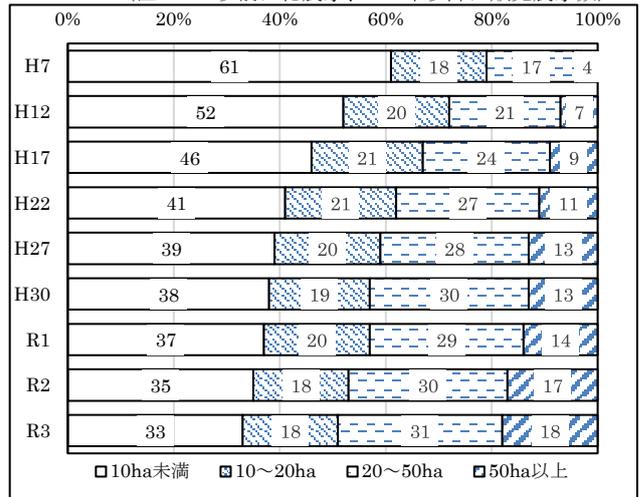


〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「耕地面積調査」「農業構造動態調査」〕

※R1までは個人経営体に1戸1法人含む

〈参考〉経営耕地面積規模別農家戸数の推移

（注：H12以前は総農家、H17年以降は販売農家数）



〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「耕地面積調査」「農業構造動態調査」〕

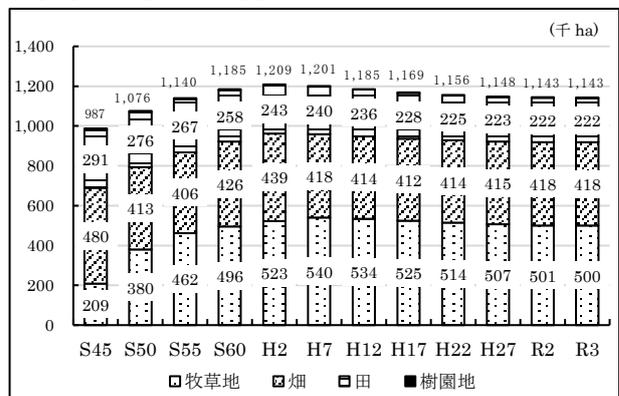
■生産基盤等の整備

- 「北海道農業農村整備推進方針」を踏まえ、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とするほ場の大区画化や農地の排水対策、自給飼料の生産性向上を図る草地整備や農業水利施設の長寿命化など、農業の生産力と競争力の強化に向けた整備を、農業者が積極的に取り組めるよう農家負担を軽減する対策を実施しながら、計画的かつ効果的に推進します。

■優良農地の確保と適切な利用の促進

- 優良農地を確保するため、荒廃農地の解消や発生防止を図るとともに、農用地区域への編入の促進と除外の抑制、開発行為や農地転用の制限などによる計画的な土地利用を推進します。
- 農地中間管理事業などを活用した担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者をはじめとする関係者による話し合いを通じて、地域農業の将来の在り方を明確化する「人・農地プラン」の実質化への取組を支援します。

〈参考〉耕地面積の推移



〔資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」「耕地面積調査」〕

■豊かな資源と創意工夫を生かした「地域」づくり

- ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援します。
- ・農業・農村が果たしている役割や多面的な機能について、広く道民の理解を促進するため、農業者等が行う体験活動などへの支援や、ふれあいファームの登録、情報誌発行による普及啓発を行います。
- ・生活の場としての魅力を一層高め、活力ある農村を築いていくため、飲雑用水施設や農業集落排水施設などの生活環境の整備を支援します。
- ・農村地域の所得向上や活性化を図るため、受入の中核となる人材や事業者が連携した魅力ある多様なコンテンツの開発による優良事例の普及定着など、農村ツーリズムを推進します。
- ・「みどりの食料システム戦略」に基づき、環境負荷軽減と持続的な食料システムの推進体制を整備するとともに、モデル的先進地区を創出する取組を支援します。

【水産物の安定供給を担い地域を支える活力ある水産業・豊かな漁村づくり】

■適切な資源管理の推進

- ・資源管理・漁業経営安定対策の導入による自主的資源管理の取組を促進します。
- ・漁獲可能量制度(TAC)による漁獲量の管理、本道周辺水域の水産資源を持続的に利用する生産体制づくり、更に資源水準が悪化している魚種の漁獲努力量の削減など、適切な資源管理を進めます。

※TAC制度

Total Allowable Catch の略。

国連海洋法条約の発効（平成8年7月）により平成9年1月からスタートした制度。これまでに行ってきた漁船の隻数制限などの漁獲努力量規制措置、体長制限などの資源保護措置に加え、漁獲量そのものを規制することによって資源管理を行うとするもの。

■漁業秩序の維持・確立

- ・漁業者による違反に加え、暴力団が関与する密漁も発生しているため、取締機関や関係団体との連携強化を目的とした「北海道漁業秩序確立連絡会議」を開催するなど、取締体制の充実・強化を図ります。
- ・洋上においては、直属の漁業取締船4隻を配備し、海上保安部や水産庁と連携しながら機動的な指導・取締を実施します。

■栽培漁業の体制づくり

- ・サケやホタテガイ、コンブなど、海域の特性に応じた資源造成のための推進体制づくりを進めるとともに、豊かな生態系を目指した水産環境整備を推進します。

- ・秋サケの早期資源回復を図るため、海洋環境の変化に強い稚魚の育成を全道で実施するとともに、民間増殖団体が行う飼育設備等の整備に対し支援します。

■海域の特性に応じた資源づくり

- ・えりも以西太平洋海域におけるマツカワの資源の増大を図るため、100万尾規模の種苗生産・放流の取組を支援します。
- ・日本海南部海域におけるニシンの資源の増大を図るため、地域が主体となって行う種苗生産・放流などの取組を支援します。
- ・サクラマス資源の増大・安定を図るため、回帰率の高い幼魚（スマルト）の種苗生産・飼育経費に対し支援するとともに、ダム管理者と連携したダムの復断面化の検討や魚道の機能維持・改良などによる魚類遡上障害の解消を図ります。

■安全・安心な水産物の供給

- ・新鮮な道産水産物を安定的に供給するため、品質管理や衛生管理の取組を促進するとともに、供給基盤の整備を推進します。
- ・道産水産物の消費拡大を図るため、新製品開発による付加価値向上や学校給食での道産水産物の利用、民間団体との連携による水産業の理解促進等を通して、「食育」を推進します。

■資源の有効活用に向けた取組

- ・イワシやブリなど、近年水揚げが増加している魚種を有効に活用するため、消費者に対する販売促進などの取組を行い、広く道内外に普及することで消費拡大を進めます。

■安定的な水産業経営の育成・強化

- ・資源管理・漁業経営安定対策の参加促進に努め、漁業経営の安定を推進します。
- ・効率的な生産体制への移行を進めるため、コンブ漁業の陸上作業工程の機械化に向けた実証に取り組むとともに、経営の合理化を推進します。
- ・漁協経営の健全性を確保するため、経営不振漁協に対しては漁協系統団体と連携し、経営改善計画の策定を進めるなど、経営改善指導を行います。
- ・ロシア 200 海里水域さけ・ます流し網漁業の操業禁止の影響を最小限にとどめるため、代替漁業への転換や増養殖の推進などの対策に取り組みます。

■水域の健全な利用についての体制づくり

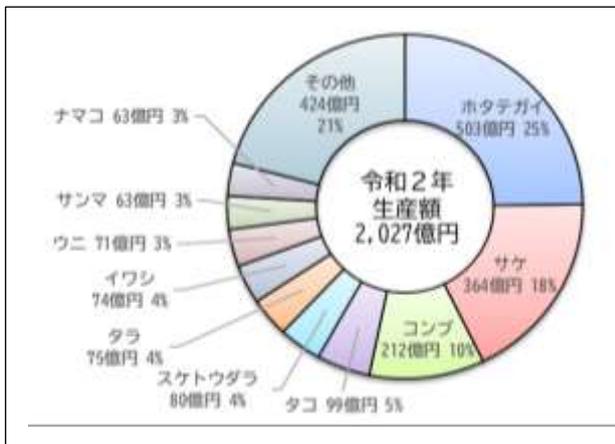
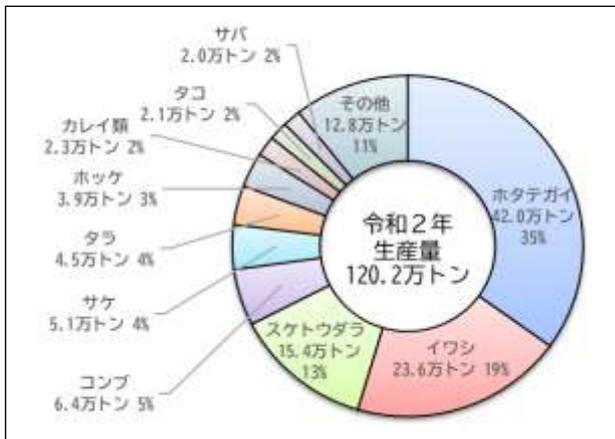
- ・漁業と調和した健全な遊漁活動を目指し、ルールの遵守、マナーの向上に関する普及啓発を行います。また、漁業と遊漁による適切な水産資源保護を図るため、秋サケやサクラマスの船釣りライセンス制等で、地域の状況に応じた自主ルールの促進や指導を行います。

〈参考〉海面漁業生産の推移



〔資料:北海道水産林務部「北海道水産現勢」〕

〈参考〉漁業生産量・生産額の構成

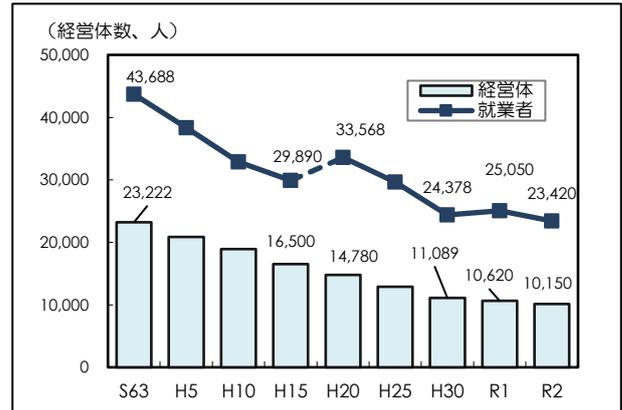


〔資料:北海道水産林務部「北海道水産現勢」〕

■漁業の担い手の育成・確保

- ・漁業の担い手となる人材を幅広く確保し、定着を図るため、農林漁業の一体的な情報発信や就業体験の実施、技術の習得や受入体制の整備に向けた地域の取組を支援します。
- ・漁業研修所において漁業後継者などを養成するための研修を行います。

〈参考〉漁業経営体数・漁業就業者数の推移



* 漁業就業者については、平成20年に調査体系が変更されたため、過去のものとは単純に比較できない。

〔資料:農林水産省北海道農政事務所「北海道農林水産統計年報」農林水産省統計部「漁業センサス」〕

■快適で住み良い漁村の構築

- ・自然災害に対して脆弱な地形に立地し、生活環境整備が立ち後れている漁村に、安心して暮らし、漁業に従事できる環境を実現するため、波浪や風浪に対する漁港の安全性の向上や海岸保全施設の整備、排水施設などの生活環境整備を進めます。

■豊かな海環境づくり

- ・水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等について、その機能の維持・回復を図るため、地域の漁業者が中心となって取り組む保全活動を支援します。
- ・海獣による漁業被害の軽減を図るための対策として、トドについては、漁業者ハンターの育成や定置網漁業等への強化網の導入を進めます。また、アザラシ、オットセイについては、国や関係機関と連携し、被害対策の検討を行います。
- ・令和5年に開催する第42回全国豊かな海づくり大会に向けて、大会の周知や豊かな海づくりに関する取組を通じた機運醸成を図るなど準備を進めます。

■豊かな海と森林づくり活動の促進

- ・豊かな海を育むとともに環境の保全を図るため、漁協女性部が地域住民や市町村と連携して取り組む「お魚殖やす植樹運動」等を促進します。

【林業・木材産業の振興を図り資源の循環利用を進める森林づくり】

■適切な森林管理体制の構築

- ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、市町村との連携による森林計画制度の適切な運用や、ICT等の新たな技術を活用した資源情報の精度向上、森林環境譲与税などを活用した森林経営管理制度への適切な対応に向けた取組を進めます。

II-3 経済・産業

- ・持続的な森林経営を実現するため、長期的な視点に立った森林づくりを計画し指導できる森林総合監理士の育成・確保を図り、市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行管理を担う市町村に対し、技術面から支援します。
- ・環境に配慮した持続可能な森林経営の定着を図るため、森林認証制度の普及、認証材の利用拡大に向けた取組を進めます。

■森林の整備の推進及び保全の確保

- ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐や路網整備、主伐後の再造林、山地災害を防止するための治山施設の設置などを進めます。
- ・道有林の管理運営に当たっては、森林の公益的機能の高度発揮や森林吸収源対策等の役割を果たしていくため、資源や技術力を最大限活用し、多様で健全な森林づくりを先導的に実践します。
- ・「豊かな森づくり推進事業」を活用し、公益的機能に配慮した伐採を促すとともに、伐採後の植林等に支援します。
- ・保安林の指定や適切な管理を進めるとともに、災害等により荒廃した森林の復旧や水源地域の森林整備を通じて、安全で住み良い国土づくりや環境の保全を推進します。
- ・成長などに優れた「クリーンラーチ」の増産に向けて、さし木苗生産の技術指導や分業化による増産体制の構築に取り組むとともに、民間採種園の適切な保育管理を促進することにより、優良種苗の安定供給を図ります。
- ・「北海道コンテナ苗利用拡大推進方針」に基づき、需要と供給の両面からコンテナ苗の利用拡大を図るとともに、生産施設への支援などを通じて安定供給体制の構築を図ります。

■森林施業の低コスト化の推進

- ・路網と林業機械の効率的な作業システムの導入による低コスト化を図るため、「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」のそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせた路網整備を推進し、地域の条件に応じた路網作設技術の普及・定着を進めます。
- ・国有林と民有林が近接する地域で、連携した路網整備を進め、森林整備の集約化、低コスト化を推進します。
- ・林業事業者等の経営基盤の強化や経営改善を図るため、高性能林業機械等の導入に対して支援し、施業の効率化を図ります。
- ・集約化施業の推進に必要な森林経営計画の作成や森林情報の収集などの諸活動を支援します。
- ・森林の管理や造林・保育、伐採から利用までの各段階でICT等を活用した北海道らしい「スマート林業」を推進します。

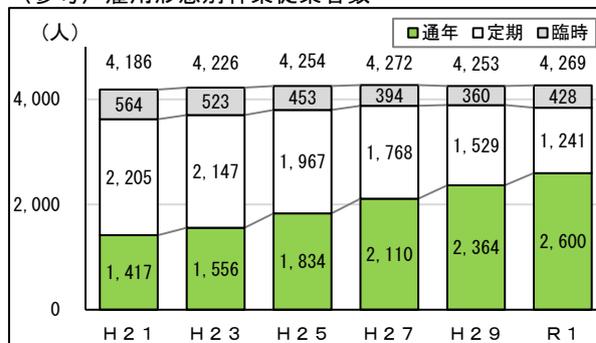
■林業事業者の育成

- ・適切な森林整備を行い、労働安全衛生管理に努める健全な事業者を育成するため、登録林業事業者を対象として経営改善につながるセミナーの開催や情報提供を行うなど林業事業者登録制度を活用した取組を進めます。

■林業を担う人材の育成・確保

- ・地域の森林整備の担い手を育成・確保するため、新規就業者のスキルアップや、施業の効率化、安全に関する研修等を実施し、適正な技術・技能を有する林業従事者の育成を支援します。また、北海道森林整備担い手支援センターと連携し、就業相談から通年雇用化等による定着支援までの一貫した取組を進めます。
- ・新規就業者の参入促進等への支援や森林作業に関する体系的な研修を実施するほか、森林所有者に施業提案を行う森林施業プランナー等の人材育成を推進します。
- ・安全で働きやすい職場を形成するため、労働環境の改善への取組を促進するとともに、労働災害を防止するため、安全衛生管理体制の強化に向けた取組を進めます。
- ・林業の担い手を確保するため、教育機関や地元の林業事業者、市町村など地域関係者のネットワーク化を目的とした協議会と連携し、就業者の確保・定着に向けた軽労化や通年雇用化等の就業環境の改善などを促進する取組を支援します。
- ・新たな担い手を首都圏などから幅広く確保するため、本道の農林漁業の一体的な情報発信や、就業希望者の意向に沿った就業体験の機会を提供する取組を進めます。
- ・北海道立北の森づくり専門学院において、道内の林業・木材産業へ即戦力として就業し、将来的には企業等の中核を担う人材を育成するため、地域や産学官との連携による実践的な講義や実習を行うとともに、道内外から広く入学生を確保するための情報発信などを進めます。

〈参考〉雇用形態別林業従業者数



〔資料：北海道水産林務部「林業労働実態調査」〕

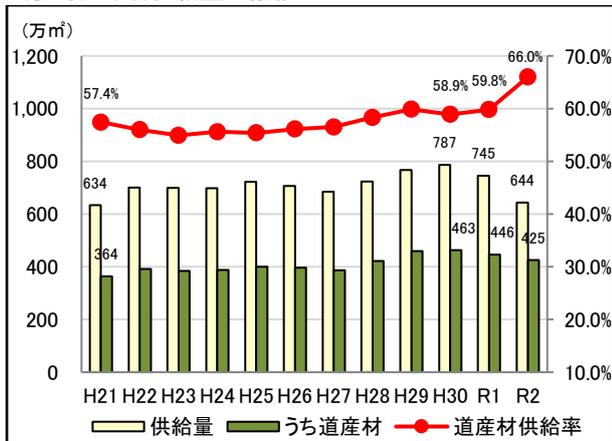
■地域材の利用の促進

- ・道産木材製品の魅力を伝える目的で立ち上げた「HOKKAIDO WOOD」のブランド力の強化や、「北海道地域材利用推進方針」に基づき、道や市町村が整備する公共建築物のみならず全ての建築物での木造化・木質化を進めるとともに、公共土木工事の土木用資材など多様な分野での地域材の利用を推進します。
- ・都市部における木造化・木質化や、新たな建築部材として期待されるCLTの利用を促進するため、需要創出に向けた取組を進めます。
- ・木質バイオマスの有効利用による森林資源の循環利用を推進するため、熱供給や発電施設等におけるエネルギー利用を促進します。
- ・道産木材の販路拡大を図るため、木材需要の増加が期待される首都圏や成長の著しいアジア諸国など道外・海外に向け、道産木材の強みを活かしたプロモーション活動を展開します。

■木造公営住宅の建設などによる地域材の利用促進

- ・地域経済の活性化と環境負荷低減に配慮した住まいづくりのため、地域材を活用した木造公営住宅の整備を推進・促進します。

〈参考〉木材供給量の推移

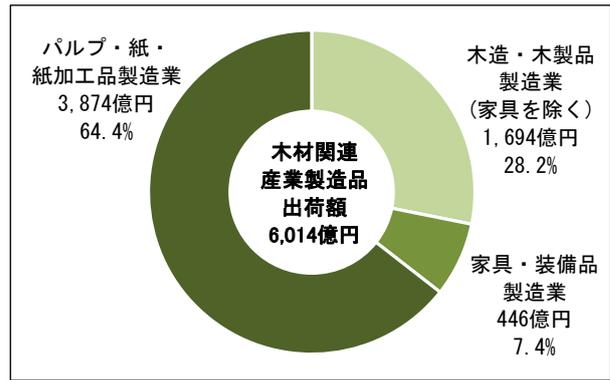


〔資料：北海道水産林務部「北海道木材需給実績」〕

■木材産業の競争力の強化

- ・製品の高付加価値化や生産コスト低減による木材産業の競争力強化のため、必要な木材加工施設等整備の推進に取り組みます。
- ・木材産業の経営安定と強化のため、木材の加工や経営の高度化等に必要な融資制度の活用を促進します。

〈参考〉木材関連産業出荷額（令和2年）



〔資料：経済産業省「工業統計調査」〕

■森林の多面的機能の発揮のための技術力の向上

- ・道総研森林研究本部と連携し、地域レベルでの研究ニーズの発掘、研究成果の効果的な普及や実用化を図ります。

■協働による森林づくりの推進

- ・道民の森林づくりへの参加を一層促進するため、平成30年（2018年）12月に制定した「北海道植樹の日・育樹の日条例」に基づき、植樹の日・育樹の日並びに植樹月間及び育樹月間の普及などの取組を進めます。
- ・木育を息の長い道民運動として展開するため、木育活動に関するコーディネーター等の役割を担う木育マイスターの育成や活動の支援、木育マイスターと企業やNPOとの連携を促進します。
- ・青少年の森林を大切にすることを培うため、道民の森や道有林などを活用した森林観察会や木工教室の開催や活動フィールドの提供などを進めます。
- ・森林づくり活動に道民意見を反映させるため、検討段階からの森林づくりへの道民の参画や、様々な産業・業種の連携など、幅広い協働の取組を進めます。
- ・ライフスタイル等の変化に対応し、緑豊かな森林で余暇を過ごしなが、木の温もりのあるワークスペースで働く「グリーンワーケーション」を推進します。

■道民や企業による自発的な木育活動の促進

- ・道民の木育活動への参画を促進するため、SNSやホームページを活用し、地域で実施される木育活動の情報を広く発信します。
- ・企業等の森林づくり活動への参加促進のため、市町村や森林所有者等と連携し、活動フィールドの確保や情報の提供など、企業等が森林づくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造

【高い付加価値を生み出すものづくり産業の振興】

■幅広いものづくり産業の振興

- ・脱炭素社会の実現に資する次世代自動車へのシフトなど、自動車関連産業を取り巻く環境変化を踏まえて自動車生産拠点をターゲットとした新たな参入を図るため、東北地域と連携しながら道内ものづくり企業が有する高い技術力をPRするほか、次世代自動車部品参入に向けた人材育成や、自動車メーカーOB等の専門家によるQCD（品質（Quality）、価格（Cost）、納期（Delivery））対応力強化に向けた取組などを実施します。
- ・本道への自動車産業の集積を促進するため、産学官の連携の下、企業が行う自動運転に係る実証試験の円滑化や実証試験誘致、積雪寒冷対応システムの検討等に取り組みます。
- ・本道が優位性を有する食品加工や一次産業分野などにおける省力化や効率化に向けた機械化ニーズに対応するため、道総研や地域の産業支援機関等と連携するとともに、専門家の派遣や展示会への出展支援など、食品機械メーカーの技術的課題の解決や新たな販路開拓に向けた取組を実施します。
- ・ものづくり産業における人材の育成・確保を図るため、ものづくり企業見学会や出前授業の開催、次世代自動車のPRやものづくりの魅力を発信など、女性や若者等のものづくり産業に対する理解促進に向けた取組を進めるほか、人手不足に対応するため、道外からの誘致も含めた人材確保に取り組みます。

■産業技術の高度化の推進

- ・本道のものづくり企業の技術力向上による競争力強化に向け、道内各地の地域産業支援機関と連携したAI・IoTなどデジタル技術の導入による生産性向上や脱炭素化への対応等のほか、新技術・新製品開発による道内中小企業等の販路拡大及び地域の資源や技術・ネットワークを活かした取組を支援します。

■道内中小企業の競争力強化に対する支援

- ・道内中小企業支援の競争力を強化するため、「北海道産業振興条例」に基づく「中小企業競争力強化促進事業」や「北海道中小企業新応援フェンド事業」により、新規事業創業、製品開発、市場開拓、人材育成、人材確保等の取組経費を助成します。

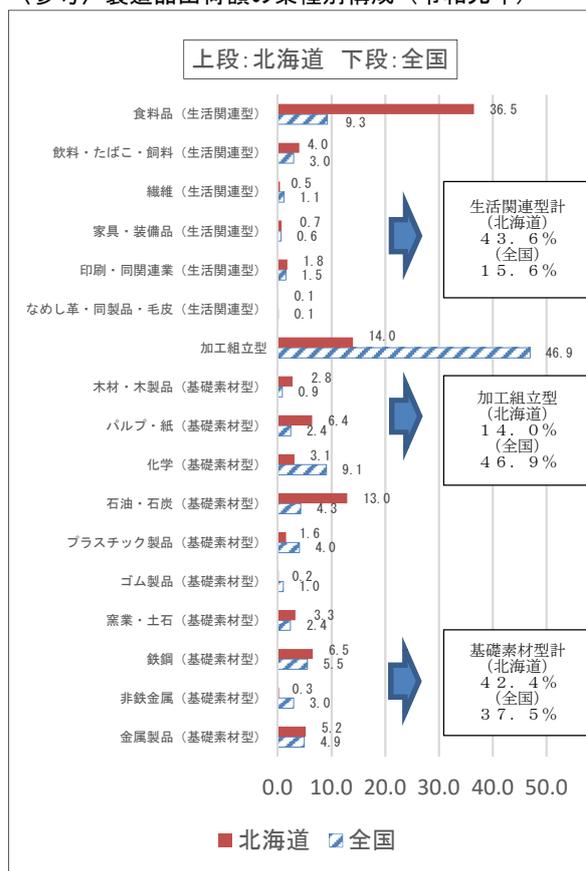
■地域資源の活用や農商工連携の取組に対する支援

- ・地域経済の活性化のため、国の中小企業地域資源活用プログラム等の活用を図るとともに、「北海道中小企業新応援フェンド」により、地

域資源の活用や農林水産業者と中小企業者との連携による多様な新事業展開を支援します。

- ・地域資源の活用を図るため、本道で初めて「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の指定を受けた伝統的工芸品（二風谷イタ、二風谷アットゥシ）について、関係機関等と連携し、PR・販売支援を行います。

〈参考〉製造品出荷額の業種別構成（令和元年）



〔資料：経済産業省「工業統計調査」〕

【地域資源を活かした食関連産業の振興】

■本道の資源を活用したバイオ産業の振興

- ・道独自の食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）に係る機能性素材を含む新たな食品開発による認定商品数の拡大、道内外へ向けた情報発信など食品の機能性に着目した取組を推進します。

〈参考〉北海道食品機能性表示制度認定マークとロゴ



〈認定マーク〉



〈ロゴ〉

■食クラスターの形成・加速

- ・本道の強みである食資源を最大限に活用するため、関係機関などとの連携を強化し、新商品の開発、低未利用資源の利活用の促進など地域の食産業モデルの形成に取り組みます。
- ・本道ならではの食の総合産業化の確立に向け、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施するなど、食クラスター活動を全道各地で効果的に推進します。

■研究開発・技術支援の促進

- ・地域における食品加工技術の高度化を促進するため、オホーツク圏及び十勝圏地域食品加工技術センターにおいて、地域ニーズに対応した研究開発や技術支援に取り組むとともに、企業からの依頼による試験・分析などを行います。

〈参考〉食品工業の製造品出荷額の推移

出荷額の推移		前年比
H29	23,985 億円	▲1.2%
H30	24,342 億円	1.5%
H31/R1	24,513 億円	0.7%
付加価値額の推移		前年比
H29	6,774 億円	▲3.2%
H30	6,730 億円	▲0.6%
H31/R1	6,862 億円	2.0%

〔資料：経済産業省「工業統計」〕

■道産品の販路拡大

- ・道産食品全体の販路拡大を図るため、包括連携協定など民間企業との連携基盤を活かし、道産食品の発掘・磨き上げを行うとともに、訴求力のある商品の情報発信・育成に取り組みます。
- ・道内企業のマーケティング活動を支援するため、道内・道外・海外に設置した道産品アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」を活用して、テスト販売やマーケティングアドバイザーによる相談などを行います。
- ・販路拡大を促進するため、物産展の開催や北海道どさんこプラザ各店舗でのフェアの開催、首都圏・関西圏をターゲットとした商談会の開催などにより道産品の情報発信に努めます。
- ・ワインを核とした北海道ブランドの価値向上と食文化の創造を目指し、ワイン造りに携わる人材の育成及び道産ワインの販路拡大を支援するとともに、「北海道-ワインプラットフォーム」によるワイン産地形成を推進します。
- ・一流シェフやカリスマバイヤーなどが集う北海道「食のサポーター」等により選考された「北のハイグレード食品」を道内外へ発信することで、道産食品の販路拡大機会の創出を目指します。

- ・道産食品に対する消費者の信頼の確保と北海道ブランドの向上を図る「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」の普及に努めます。

■HACCPによる衛生管理の促進

- ・道産食品の衛生的付加価値を高めるため、北海道HACCP自主衛生管理認証制度等の活用により、食品等事業者におけるHACCPによる衛生管理の導入に向けた取組を促進します。



【本道の立地優位性を活かした企業誘致の推進】

■企業誘致活動の展開

- ・感染症の影響やカーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーションなどの社会経済情勢の変化を捉え、裾野が広く、経済波及効果が高い自動車産業をはじめとしたものづくり産業に加え、豊かな自然環境や恵まれた食資源、豊富な再生可能エネルギーといった本道の立地優位性を活かした食関連産業やデータセンター、新しい働き方に対応した本社機能の移転、サテライトオフィス、さらには、成長が期待される宇宙産業などを重点対象業種として、知事のトップセールスや企業訪問、企業誘致セミナーの開催、展示会への出展などを通じ、本道の立地優位性をアピールしながら、積極的な誘致活動を行います。
- ・本年改正を行った「北海道産業振興条例」に基づく助成制度に加え、国の「地域未来投資促進法」や「地域再生法」などの支援措置を活用しながら、経済界、市町村、研究機関等と連携し、地域の特性や資源、本道の立地優位性を活かした誘致活動を展開します。

■立地企業へのフォローアップ

- ・立地企業の事業拡大や安定操業などを支援するため、企業訪問の機会等を活用し、立地企業の支援対策等の情報を市町村や関係機関などと連携しながら発信します。

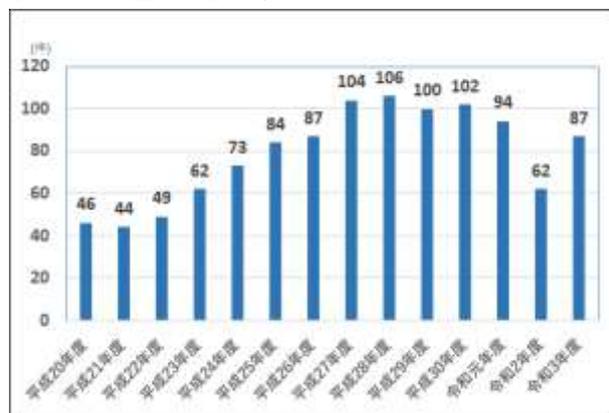
■産業拠点づくりの推進

- ・苫小牧東部地域では、「苫小牧東部開発新計画」に基づき、関係機関が連携し、開発の核となるプロジェクトの導入や物流関連産業、新エネルギー関連産業、自動車関連産業などの企業誘致を進めます。

II-3 経済・産業

- 石狩湾新港地域では、札幌圏における港湾を核とした流通・工業団地の開発を進めており、地域特性等を活かしたエネルギーを中心とするプロジェクトの導入や情報関連産業、食料品関連産業、エネルギー関連産業などの企業誘致を進めます。

〈参考〉企業立地件数の推移



※企業立地件数は、リーマンショック後、平成21年度の44件を底に、その後回復し、100件前後で推移していたところ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり62件に減少したが、令和3年度は87件に増加し、回復が見られた。

[資料：北海道経済部調べ]

(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生

【地域の経済・雇用を支える中小・小規模企業の振興】

■中小・小規模企業の経営体質の強化

- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターが行う総合相談窓口の開設、取引拡大支援事業や専門家派遣事業等に必要な経費を補助するとともに、中小企業高度化資金貸付事業に係る診断等を通じ、中小・小規模企業の経営体質の強化を支援します。
- ・道内11地域に構築した「地域中小企業支援ネットワーク」を活用し、金融機関等の関係機関と緊密な連携を図りながら、中小・小規模企業を支援します。
- ・主要魚種の不漁に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一層厳しい経営環境となっている水産加工関連事業者を対象に、経営の安定と生産性の向上を図る観点から、企業が抱えている課題の解決に向けて、産業支援機関や金融機関などと連携したワンストップ相談窓口による対応に加え、専門家による継続的な支援に努めます。
- ・中小・小規模企業の事業の再生に資するため、北海道中小企業活性化協議会と連携を図るとともに、信用保証協会が事業再生を行う中小企業者等の債権放棄等を行う場合、道に対する損失補償金の返納を免除する条例に基づき、中小・小規模企業の円滑な事業再生を支援します。
- ・自然災害や感染症などの緊急事態における対応事項をあらかじめ定める事業継続計画、通称BCP(Business Continuity Plan)の普及を促進し、道内の中小・小規模企業の策定への取組を支援するなど、事業継続リスクへの対応能力の強化を図ります。

■商工団体を通じた中小・小規模企業支援

- ・小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、小規模事業者支援促進法に基づき、商工会等が行う経営改善普及事業等に要する経費を補助するなど、商工会・商工会議所の取組を支援します。
- ・商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」に基づき行われる、個社の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援の取組を通じて、中小・小規模企業を支援します。
- ・自然災害の頻発化、経営者の高齢化等による事業継続の危機を背景に措置された中小企業強靱化法に基づき、商工会等による小規模事業者の災害対応を支援する計画(事業継続力強化支援計画)の策定・実施を支援します。
- ・個々では経済力が弱い中小・小規模企業が、組織化し、事業の協同化により競争力を強化するため、北海道中小企業団体中央会と連携し、中小企業組合の設立等による組織化の促進や、人材育成及び情報提供等による組合の育成を図ります。

■創業の促進

- ・(公財)北海道中小企業総合支援センターなどの関係機関と連携し、創業を支援するため、北海道中小企業新応援ファンドの活用や地域課題の解決に資する創業者への助成、融資などにより創業を促進します。
- ・外国人の起業準備のための在留資格を付与する北海道スタートアップビザ制度により、道内における外国人の起業を支援します。

■事業承継の円滑化

- ・地域における円滑な事業承継を進めるため、道内6圏域に整備した「事業承継サポートネットワーク」と連携を図りながら、個別訪問を通じた事業承継診断や専門家派遣を行うとともに、国の事業承継税制の活用を促すなど、中小・小規模企業の事業承継に向けた取組を支援します。
- ・国や事業引継ぎ支援センターと連携し設置した「後継者人材バンク」の活用を図り、後継者不在事業者と創業希望者のマッチングなどを行うほか、官民出資で設立した「北のふるさと事業承継支援ファンド」により、道内中小・小規模企業の事業承継の円滑化を図ります。

■中小企業に対する金融支援

- ・中小・小規模企業への資金供給の円滑化のため、道の中小企業総合振興資金による融資を実施します。
- ・中小企業等協同組合が行う事業の共同化・工場等の集団化などに必要な資金(中小企業高度化資金)や、小規模企業等の設備導入に必要な資金(設備貸与資金)の貸付を行います。

【住民の暮らしを支える地域商業の活性化】

■地域商業の活性化

- ・地域におけるまちづくりに寄与する観点から、特定小売事業施設(店舗面積が6千㎡を超える施設)の地域貢献活動を推進するため、「北海道地域商業の活性化に関する条例」の適切な運用を図ります。
- ・道内各市町村や団体がインターネット上に公開している空き店舗の物件や支援制度の情報を集約した「空き店舗関連情報サイト」の設置・運営を通じ、空き店舗の活用を促進します。
- ・地方卸売市場の業務の適正化と健全な運営を確保し、生鮮食料品等の円滑な流通と、公正・透明な取引を図るため、(一社)北海道市場協会の活動を支援するとともに、地方卸売市場への指導及び助言を行うほか、卸売市場施設の整備を支援します。

II-3 経済・産業

【地域の安全・安心に欠かせない建設産業の振興】

■建設産業の支援の推進

- ・社会資本の整備や災害時対応など、地域の安全・安心や経済・雇用を支えている建設産業の持続的発展に向け、「北海道建設産業支援プラン 2018」に基づき、経営力の強化や担い手確保・育成等について支援します。

■相談、支援体制の充実・強化

- ・経営力の向上などに取り組む建設業者等を支援するため、総合的な相談窓口である「建設業サポートセンター」において、中小企業診断士などの専門家による指導・助言のほか、各種支援施策の情報提供などを行います。

■担い手の確保・育成の強化や新分野進出の支援

- ・担い手の確保・育成の強化等を図るため、建設業団体等が実施する若年労働者などの確保・育成・定着の取組に対する補助や、新分野進出に関する研究開発や販路開拓等の取組に対する支援を行います。

■住宅産業の振興

- ・道内の地域工務店や建築技術者の更なる生産性の向上や技術力の向上を図るため、省エネや耐震等の技術の習得を推進します。
- ・道内産建築部資材・製品の販路拡大を支援するため、道外市場等への普及に向けた北海道の住宅技術、建築部資材・製品のPR等を実施します。

〈参考〉建設業の許可業者数の推移

年度	北海道	全国
平成28年度	19,557	465,454
平成29年度	19,478	464,889
平成30年度	19,523	468,311
令和元年度	19,566	472,473
令和2年度	19,467	473,952
令和3年度	19,491	475,293

〔資料：北海道～建設部建設政策局建設管理課調べ
 全国～国土交通省不動産・建設経済局建設業課調べ
 (各年度3月末現在)〕

〈参考〉建設業就業者数の推移（単位：万人）

年度	区分	北海道	全国
平成28年	全産業	256	6,431
	建設業	21(8.2%)	499(7.8%)
平成29年	全産業	258	6,530
	建設業	22(8.5%)	498(7.6%)
平成30年	全産業	263	6,664
	建設業	23(8.7%)	503(7.5%)
令和元年	全産業	266	6,724
	建設業	23(8.6%)	499(7.4%)
令和2年	全産業	262	6,676
	建設業	22(8.4%)	492(7.4%)
令和3年	全産業	260	6,667
	建設業	21(8.1%)	482(7.2%)

(注) () 内の数値は全産業に占める建設業の割合を示す。
 [資料：総務省統計局「労働力調査」]

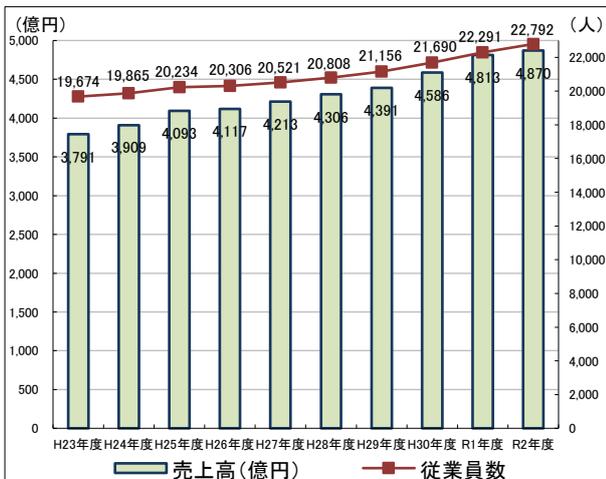
（４）新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進

【成長産業の創造】

■ I T 産業の振興

- ・デジタルトランスフォーメーションの進展を支える道内 I T 企業と様々な産業とのマッチングによる販路拡大や業界説明会などによる人材確保を支援します。
- ・産業振興条例に基づく中小企業競争力強化の支援制度において、製品・サービスの開発等を重点的に支援する特定産業分野に I T 産業を新たに位置づけ、道内 I T 企業の新分野・新市場等を目指した取組を支援します。

〈参考〉道内 I T 産業の売上高と従業員数の推移



〔資料：北海道 I T 推進協会「北海道 I T レポート 2021」〕

■ヘルスケア関連分野における製品開発の促進

- ・医療、介護等の現場における作業の省力化や効率化などに対応するデジタル技術を活用したヘルスケア製品の開発を促進するため、道内企業と医療現場の製品ニーズのマッチングやアドバイザー派遣等に取り組めます。

■ヘルスケアサービスの創出・普及

- ・従業員の健康管理や健康課題の解決に活用できるヘルスケアサービスの創出や普及を図るため、参入促進研究会やデジタル技術を活用したヘルスケアサービスの開発に向けたアドバイザー派遣、ヘルスケアサービス提供事業者と健康経営に取り組む企業のマッチングなどに取り組めます。

■宇宙航空産業の成長産業化の推進

- ・本道における宇宙関連産業の成長産業化に向けて、オール北海道の産学官連携による推進体制の活動を通じて本道における宇宙ビジネスの創出とともに、幅広い層に対する機運醸成と国内外の研究機関や企業等の誘致を促進します。

- ・航空機関連分野への道内企業の事業転換や経営多角化に向けて、先進事例等を紹介するセミナー等を開催するほか、伴走支援による自社課題の見える化、航空機関連産業特有の品質管理や製造加工のノウハウ・技術力を持つ従業員の育成等の取組を支援します。

【新エネルギーの開発・活用促進や環境関連産業の創造】

■環境関連産業の育成・振興

- ・環境関連産業を食や観光に続く成長産業の一つとし、地域経済の好循環に結びつけるため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」に基づき、道内外からの投資や道内企業の環境関連産業への参入促進を図るとともに、道内企業による技術・製品開発と販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

■新エネルギーの導入拡大

- ・北海道のポテンシャルを最大限に発揮した新エネルギーの導入拡大を図るため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」に基づき施策を展開します。

■地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消への支援

- ・「新エネルギー導入加速化基金」を設置し、地域と企業が連携して行う自立分散型エネルギーシステム導入や地域マイクログリッド構築、発電事業者の送電線の整備などを支援します。
- ・地域における新エネルギーの導入加速化を図るため、市町村の新エネルギービジョン等に基づいた具体的な導入可能性調査を支援します。

■「ゼロカーボン北海道」の実現につながる新エネルギー導入への支援

- ・「ゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、新エネルギー導入の一層の加速化を図るため、地域が主体となって行う新エネルギー導入と、合わせて行う省エネ設備の設計・導入に対して支援を行うとともに、地域の新たな取組の掘り起こしや、コーディネーターの派遣による事業計画策定等を支援します。

■新エネルギーの開発・導入の促進

- ・地熱や温泉熱資源の有効活用を図るため、アドバイザーの派遣などを通じて地熱等資源の活用に関する理解を図るとともに、地熱資源の調査や地熱井の掘削に対して助成を行います。
- ・道自らが率先して道有施設への新エネルギーの導入を行うことで、地場企業等によるコスト面、環境面での創意工夫と産業間連携を促し、普及啓発と市場の拡大を図ります。

II-3 経済・産業

- ・苫小牧地域で実施しているCCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留）実証実験については、その意義や安全性について地域住民の理解が得られるよう、積極的に広報活動を支援します。
- ・再エネ海域利用法における促進区域指定（有望区域選定）を希望する地域に対して、法定協議会の設置につなげるために必要な地域の合意形成等環境整備に向けた取組を進めるほか、その他の地域においても機運醸成、理解促進を図るため、先進事例の冊子の作成や全道規模のセミナーを開催します。

■エネルギーの安定供給の確保

- ・石油類燃料の供給確保と価格の安定、電力の安定供給の確保、天然ガス導入の促進が図られるよう、関係機関との連携などによる取組を推進します。

【本道の活性化に役立つ科学技術の振興】

■北海道の特性を活かした研究開発等の推進

- ・「北海道科学技術振興条例」の三期目の基本計画として、平成30年（2018年）3月に策定した「北海道科学技術振興計画」（H30～R4）に基づき、北海道の科学技術の振興が、本道のみならず、我が国そして地球規模の課題解決に貢献するという認識を産学官金等の関係者と共有し、それぞれの役割分担のもと積極的な取組を展開します。
- ・これまで取組を進めてきた「食・健康・医療」「環境・エネルギー」の分野に、新たに「先進的ものづくり」分野を加え、さらに、これら3つに共通する基盤技術である「AI・IoT等利活用」分野を重点化プロジェクトとして設定し、重点的に推進します。
- ・大学等が所在する地域においては、産学官金が連携し、地域の資源や研究ポテンシャル等を生かした研究開発及びその成果の事業化・実用化を促進します。

■研究・技術開発の拠点づくり

- ・「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」の実現のため、北大北キャンパスを中心とした産学官連携による研究開発から事業化までの一貫した取組を支援します。
- ・産学官の連携による科学技術振興を推進するため、（公財）北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的研究や応用研究を支援します。
- ・大学の研究ポテンシャルを産業創出に結び付けていくため、インキュベーション施設への入居者に対する支援を行います。

〈参考〉道内国立大学法人と民間企業等との共同研究実績

（単位：件）

大学名	H30	R元	R2
北海道大学	738	777	743
室蘭工業大学	111	105	101
北見工業大学	118	127	125
帯広畜産大学	138	134	133
旭川医科大学	30	32	29
小樽商科大学	3	6	7
北海道教育大学	0	2	3
計	1,138	1,183	1,141

〔資料：北海道総合政策部調べ〕

■産学官のネットワークづくり

- ・道内各地でのコーディネータ活動を推進するため、産学官連携担当者等による情報・ノウハウの共有や意見交換を目的に、「全道産学官ネットワーク推進協議会」を運営します。
- ・大学等の研究機関、支援機関、金融機関などで活動しているコーディネータ間の連携を図るため、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。
- ・道内各地域における新規産業の創出、産業技術の高度化を支援するため、道内各大学や試験研究機関が有する技術シーズ・特許の紹介、道内企業へ技術移転が可能な研究事例の紹介や産学官の連携強化に向けた事業を推進します。

■知的財産の創造、保護及び活用

- ・道内の知的財産関係機関等が共通認識の下、一体となった体制を構築することで、本道における知的財産の創造、保護及び活用の適正かつ円滑な実現を図ることを目的に、道と北海道経済産業局が共同設置した「北海道知的財産戦略本部」で決定した推進計画を踏まえ、道内企業等の独自の技術や付加価値をもった商品を創造し、知的財産として保護・活用するための取組を推進します。
- ・経済のグローバル化の進展や近隣諸国の経済成長に伴い、海外の成長力を取り込み本道経済の持続的発展を図るため、商標などの知的財産を活用した道産品のブランド化を推進するとともに、道内地名を用いた模倣品や商標の冒認出願が見られることから、ブランド保護に向けて取り組めます。

■科学技術振興の環境づくり

- ・道民の科学技術への理解を深めるとともに、「北海道 Society5.0」を体感し意識醸成を図るため、企業や研究機関等と協力して研究成果や未来技術をわかりやすく紹介する体験型科学イベントを開催します。
- ・優れた発明、研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展、振興等に寄与した個人又は団体を賞するため、北海道科学技術賞を、また、

今後の活躍が期待される若手研究者を対象として、北海道科学技術奨励賞をそれぞれ贈呈します。

■（地独）北海道立総合研究機構の運営支援

- ・道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与するため、円滑な運営を支援します。

(5) 海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展

【アジアなど海外への北海道産食品の輸出拡大】

■北海道ブランドの世界への発信

- ・道産農水産物の「ブランド化」を推進するため、道と生産者団体などで組織する北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会が、アジア等を対象として積極的なPR活動等を実施します。
- ・道産農畜産物等の輸出先国での市場の拡大等のため、重点品目や家庭食需要ごとの課題等を踏まえた戦略的なプロモーション活動等を行うとともに、道内の輸出に取り組む事業者とそのノウハウを周知するため、成果報告会を開催します。
- ・本道の主要魚種であるホタテガイやサケをEUへ輸出するため、必要なモニタリング等を実施するとともに、加工施設のEU-HACCP認定に向けた取組をサポートします。
- ・海外既存市場での信頼回復を図るため、民間団体と連携して道産水産物の安全性をPRします。

■道産品の海外販路の拡大

- ・海外に北海道産食品を積極的に売り込むため、商流・物流網の整備などを推進するとともに、販路開拓・拡大や付加価値の高い商品開発を促進し、新たな海外市場への展開を進めます。
- ・品目別、国・地域別の展開方向などを掲載した「北海道食の輸出拡大戦略<第II期>」に沿って、道内の関係者が連携し道産食品の輸出拡大に向けた取組を進めます。
- ・大型商談会への出展など、中国やASEAN地域、米国等を対象に道産品の輸出拡大に向けた取組を展開します。

〈参考〉北海道の輸出額・輸入額の推移



※貿易相手国は、①中国、②米国、③大韓民国、④ロシア、⑤オーストラリアが上位（輸入額と輸出額の合計）

※輸出品は輸送用機器、鉄鋼、魚介類・同調製品などが中心

〔資料：函館税関「北海道外国貿易概況」〕

■道産食品輸出拡大に向けた小口混載輸送の促進

- ・道産食品輸出拡大に向け、民間企業等と連携し、海外への小口混載輸送の活用拡大に向けた取組を推進します。

■道産水産物の輸出拡大に向けた取組

- ・道産水産物の輸出拡大を図るため、主要品目であるホタテガイやサケに加え、ホッケ等を対象に輸出先国や品目を拡大する取組への支援や、米国、中国及び香港でのフェアや商談会等を通じたPRを実施します。

【海外展開によるビジネス創出と海外からの投資の促進】

■海外における北海道のブランド価値向上

- ・自然や食、生活文化など本道の魅力あるコンテンツや産業の強みを総合的に活用して、北海道全体のブランドイメージを高め、海外販路や誘客の拡大につなげます。
- ・安全・安心な北海道の農水産物や加工食品、工芸品等をASEAN地域、中国、韓国等において開催する物産展や商談会・セミナー等の機会を活用して広く紹介します。
- ・「道産品輸出用シンボルマーク」を海外で商標登録し、北海道ブランドを保護します。（香港、台湾、中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナムで登録済み）



■ロシアとの地域間交流

- ・本道のロシア交流の包括的な基本方針となる「北海道ロシア未来交流プラン」に基づく取組については、国際情勢の推移などを注視しながら、適切に対応します。

■東アジアをはじめとした世界各地との交流の推進

- ・北海道ASEAN事務所、上海事務所、北東北三県・北海道ソウル事務所、道内金融機関の現地駐在員事務所、JETRO北海道に派遣している道職員等を活用して、現地メディアと連動した情報発信やビジネスサポート体制を強化し、経済交流を推進します。

■SDGsなど世界共通の課題に取り組む海外展開企業の支援

- ・中国・ASEAN地域をターゲットに、世界共通の課題解決に資する技術やサービスの海外展開に取り組む道内企業を支援します。

■国際ビジネスへの参入に向けた相談窓口の設置

- ・輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野に関し、検討段階から相談できる窓口をJETRO北海道と共同で設置し、国際ビジネスへの参入を検討する道内企業をサポートします。

■海外からの投資の促進

- ・地域課題を海外とのビジネスに結びつけて解決するため、本道の優位性が活かせる産業や成長分野をターゲットとして、海外投資家の招へいや海外でのプロモーションを行い、本道への投資を促進します。

■産業技術等の協力

- ・炭鉱保安技術等を海外産炭国に移転することにより、対象国との関係強化を通じた我が国のエネルギーの安定供給確保に貢献している企業に対し、地元自治体などと連携を図りつつ、炭鉱保安確保等の設備整備を支援します。

■北極海航路の活用に向けた取組

- ・産学官が連携して、最新動向等の情報共有を図るなど、北極海航路の活用に向けた取組を推進します。

(6) 道内をはじめ国内、そして世界中から愛される「観光立国北海道」の実現

【「観光立国北海道」の再構築】

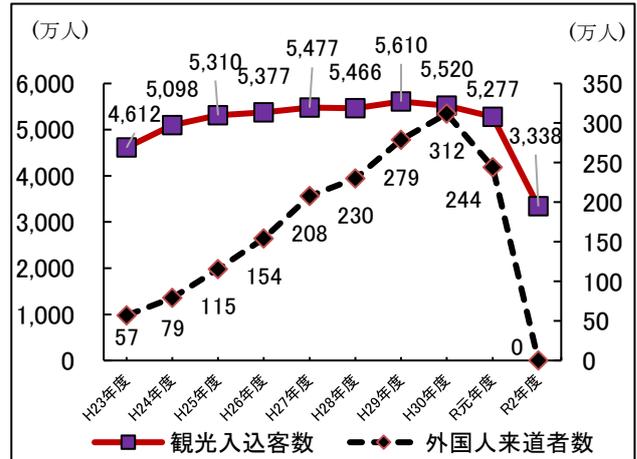
■観光戦略の推進

- ・これまで取組を進めてきた「観光地づくり」、「誘客活動」、「受入体制整備」の基本的施策に加え、将来的に北海道観光がめざす姿に向かって、ウィズコロナ・ポストコロナの施策を展開します。
- ・各市町村・観光協会、DMO等による観光地経営の視点に立った観光振興を支援するとともに、地域産業を支える多様な関係者が一体となった観光地づくりを進めます。

■滞在交流型観光地づくりの加速

- ・広域連携DMOである（公社）北海道観光振興機構と共同して、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」の道内各地における形成・確立に向けた取組を支援します。
- ・広域的な観光ルート開発やプロモーションの展開、二次交通の整備など、観光地が連携した魅力ある滞在型観光地づくりに向けた地域の主体的な取組を支援します。
- ・ワーケーションなどの観光商品造成や、観光のデジタルトランスフォーメーション、ゼロカーボンの推進に向けた地域の取組を支援します。
- ・アウトドア活動の振興を図るため、北海道アウトドア資格制度の運営や、アウトドアガイド・事業者のほか地域に根ざした人材の育成など、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進します。
- ・魅力あるサイクル商品の造成を進めるとともに、公共交通機関等への自転車持ち込みなどの受入体制の整備や、サイクリスト向け情報の発信を通じて、北海道のサイクルツーリズムの振興を進めます。
- ・全道的なおもてなし機運の醸成を図るための事業を実施するほか、人手不足が課題となっている観光産業に対し、人材確保に向けた取組を行い、受入体制の整備と観光客の満足度向上を図ります。
- ・ロケ地観光による地域の知名度向上や観光客の誘客等を促進するため、道内のロケーション撮影適地に関する情報を提供するほか、北海道ロケを支援し、本道の魅力を道外や海外に発信します。

〈参考〉本道の観光入込客数と訪日外国人来道者数の推移



※令和3年度上期：

観光入込客数 2,204 万人（前年同期比 1.1%増）

外国人来道者数 0 万人（前年同期比-）

〔資料：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」〕

〈参考〉圏域別観光入込客数（延べ人数）（令和2年度）

圏域	観光入込客数	構成比	前年度比
道央圏	4,272 万人	52.7%	-45.9%
道南圏	794 万人	9.8%	-39.9%
道北圏	1,219 万人	15.0%	-46.1%
オホーツク圏	578 万人	7.1%	-34.0%
十勝圏	707 万人	8.7%	-31.1%
釧路・根室圏	537 万人	6.6%	-46.9%
合計	8,106 万人	100.0%	-43.7%

※令和3年度上期：5,000 万人（前年同期比 3.4%増）

〔資料：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」〕

■国内外からの誘客の促進

- ・道外からの誘客拡大と道内地方路線の活性化を図るため、民間委託外空港への定期路線の新規就航やチャーター便運航に対する支援を行います。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ航空需要の早期回復を図るため、地域等が実施する空港の利用促進や地域振興に係る取組を支援します。
- ・来道者の道内周遊の促進や交流人口の拡大を図るため、本道の魅力や特性を活かした観光列車の運行に向けた支援等を行います。
- ・国内外、特に、海外については東アジアに加え、東南アジアや欧米豪からの観光客誘致や観光通年化を図るため、地域とともに道内の新たな観光素材の発掘、観光資源の磨き上げを行うほか、国内観光客の相互送客を促進します。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により運休が続いている国際航空定期便の回復のため、コロナ前に就航していた航空便の再開及び道内空港への新規路線就航経費に対して支援します。

■「稼ぐ観光」の確立

- ・国が「観光ビジョン実践プログラム」を策定し、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した観光需要の回復と観光関連産業の体質強化を図るとともに、インバウンドの再開に備え、受入環境整備や新たなコンテンツづくりに引き続き戦略的に取り組む状況の中、道としては、観光関連産業の回復に向けた需要喚起策の実施とともに、観光需要の回復を見据え、戦略的なプロモーションと、北海道観光の高付加価値化に向けた取組を展開します。

■海外プロモーションの推進と受入体制整備

- ・市場ニーズに応じた戦略的な宣伝誘致活動やターゲットを定めたプロモーションを実施します。
- ・魅力的な動画制作及び情報発信等のデジタルプロモーション等を実施するとともに、渡航制限緩和状況を見据えながら、現地プロモーション等の各種事業を展開します。
- ・地域が連携して取り組む観光メニューの創出や受入体制づくりを支援し、北海道のブランド力を高める観光ルートの形成を図ります。
- ・外国人観光客の受入を円滑に進めるため、通訳案内士や観光関係従業者向けの各種研修を実施するほか、W i - F i 環境の整備については、情報通信企業との連携協定に基づき、整備促進を図ります。
- ・感染症対策情報等を一元的にリアルタイムで提供するツールを構築し、インバウンド客をはじめ、誰もが安全安心に滞在できる観光地づくりを推進します。
- ・クルーズ船の継続寄港や寄港数の拡大に向け、船会社へのプロモーションや海外見本市の出展など、港湾管理者等と連携した誘致活動に取り組めます。

■国際会議等の誘致

- ・M I C E 主催者等に対するプロモーションや、受入環境の充実、本道におけるコンベンション開催への支援等の取組を実施し、本道への国際会議等の誘致を一層促進します。

■アドベンチャートラベルの振興

- ・一人当たりの消費額が高く、ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、本道観光の主要な柱の一つとして期待されているアドベンチャートラベルの振興を図るため、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット 2023」の北海道開催に向けた取組を実施するとともに、アドベンチャートラベルに関わるガイドの育成など受入側の体制を整備します。

※アドベンチャートラベル

自然、異文化体験、身体的活動（アクティビティ）の3要素のうち、2つ以上を伴う旅行形態。欧米豪の富裕層を中心に、世界の市場規模は70兆円を超えるとされる。

■北海道新幹線の開業効果の波及・拡大に向けた取組

- ・北東北各県との交流人口拡大に向けた取組や教育旅行の誘致に向けた取組などを進めるとともに、来道者の道内周遊促進のため、交通ネットワークに資する取組を推進します。

(7) 良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保

【雇用の受け皿づくりと産業人材の育成・確保】

■地域における雇用創出の促進

- ・本道における良質で安定的な雇用の創出に向け、国の地域活性化雇用創造プロジェクトを活用し、人手不足産業分野やヘルスケア及び航空機関連などの先端的産業分野の産業振興と雇用創出が一体的となった雇用対策に取り組みます。
- ・新規学卒予定者及び若年求職者を対象にジョブカフェ北海道において、きめ細やかなカウンセリングやセミナー、合同企業説明会を実施することにより、若手社員の職場定着を支援します。
- ・本道における女性の就業を促進するため、ジョブカフェ北海道にマザーズ・キャリアカフェを設置します。
- ・70歳まで働ける雇用環境の整備を支援するとともに、道内のシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・企業の高齢者の継続雇用制度の導入や雇用アドバイザーの活用など、高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境整備のための取組を周知します。
- ・障がいのある方々の就業を促進するため、「障害者就業・生活支援センター」において、就業・生活面での一体的な支援を実施するほか、北海道労働政策協定に基づき、北海道労働局と連携して経済団体に対し、障がい者雇用の促進について要請を行います。

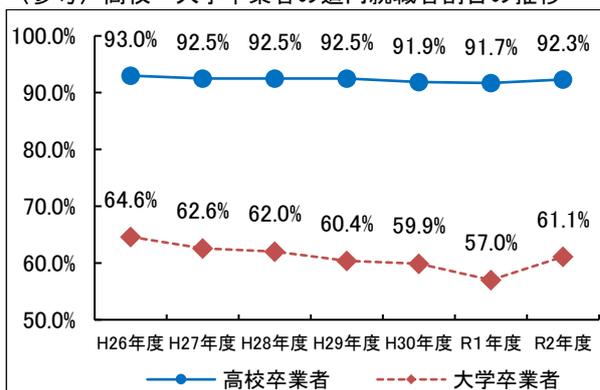
■産業を支える人材の育成

- ・MONOテク（道立高等技術専門学院）において、ものづくり関連産業を支える技能系人材の育成・確保を行います。
- ・地域のニーズや人手不足分野に対応した人材の育成を行います。
- ・食品産業やものづくり産業などの分野において、道と道内の産業人材育成に取り組む機関が、それぞれの強みを活かしながら取り組む産業人材育成施策について集約し、利用者に情報提供を行います。

■多様な働き手を対象とした職業訓練

- ・MONOテクにおいて、全員参加型社会の実現に向け、若年者や離転職者・在職労働者など多様な働き手のスキルアップを図るため、2年制及び1年制の職業訓練を実施します。
- ・MONOテクにおいてインターンシップを実施します。

〈参考〉高校・大学卒業者の道内就職者割合の推移



〔資料：文部科学省「学校基本調査」、北海道労働局「新規大学等卒業者の内定状況」〕

■障がい者を対象とした職業訓練

- ・障がいのある方々の職業を通じた自立を図るため、障害者職業能力開発校（砂川市）において職業訓練を実施するとともに、地域の雇用ニーズに対応した障害者委託訓練を各地で実施し、就職を促進します。

■離転職者を対象とした職業訓練

- ・民間教育訓練機関等を活用し、座学を中心とした訓練のほか、企業実習を組み合わせた訓練など、機動的な職業訓練を実施します。

■在職労働者を対象とした職業訓練

- ・生産技術の進歩等に対処するため、在職者を対象とした能力開発セミナーを実施します。

【多様な働き手の就業支援と就業環境の整備】

■社会を支える多様な働き手の就業支援

- ・新規学卒者やフリーター、長期無業者等の就職を促進するため、道が設置するジョブカフェ北海道（札幌市）において、北海道労働政策協定に基づき、札幌わかものハローワークと一体となって、職業カウンセリングから適職へのマッチングまでの総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・就職氷河期世代の活躍を支援するため、国と連携したプラットフォームの構築をはじめ、雇用機会の拡大に取り組むとともに、非正規雇用を繰り返し職業能力の形成が不十分な方などを対象に、座学や就業体験、職業訓練等を通じた知識・技能等の習得により、正社員化などに向けた支援を実施します。
- ・先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む市町村を支援するとともに、優良事例を横展開します。
- ・函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市に設置するジョブカフェ北海道の地方拠点においても、地元のハローワークと一体となった若年者

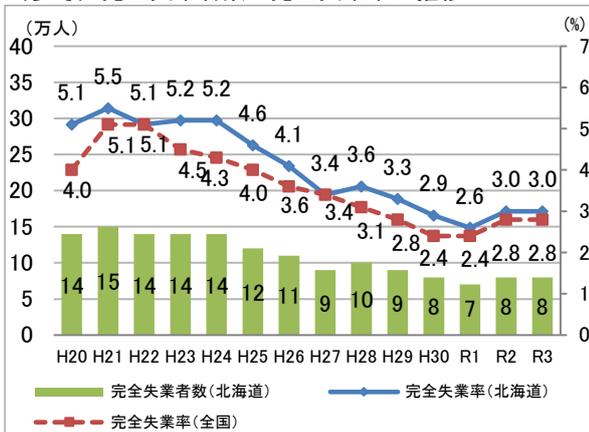
に対する就職支援を実施します。

- 再就職を希望する子育て中の女性などの就職を促進するため、ジョブカフェ北海道に配置するマザーズ・コンシェルジュや各地方拠点に配置するカウンセラーが、就業や子育てに関する専門的カウンセリングを実施します。
- 離職を余儀なくされた、扶養家族を有する中高年求職者の早期再就職を促進するため、道が設置するジョブサロン北海道（札幌市）において、適職診断や産業理解を促進するためのカウンセリングを実施します。
- 函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市に設置したジョブサロンの地方拠点において、地元のハローワークと一体となって、地域の中高年求職者に対し、円滑な求職活動のためのきめ細かなサービスを提供します。
- 季節労働者の通年雇用化を進める地域の協議会に参画し、地域独自の取組を支援するとともに、冬期増嵩経費措置事業やゼロ道債措置事業による冬期就業機会の確保や技能習得のための職業訓練により季節労働者の通年雇用化を促進します。
- 建設業などの季節的業務を実施する事業主へ通年雇用化の意欲喚起を図るとともに、季節労働者の雇用環境の整備、改善に努めます。
- 明確な就労意思を持っていない女性や高齢者、障がい者などの潜在的な人材の掘り起こしを行うとともに、企業の新たな求人への創出を連動して実施することで、新規就業を促進します。
- 外国人留学生の道内企業への就職を促進するため、ジョブカフェ北海道において、就活セミナーやキャリアカウンセリングを行います。

■雇用のセーフティネットの確保・緊急事態への迅速な対応

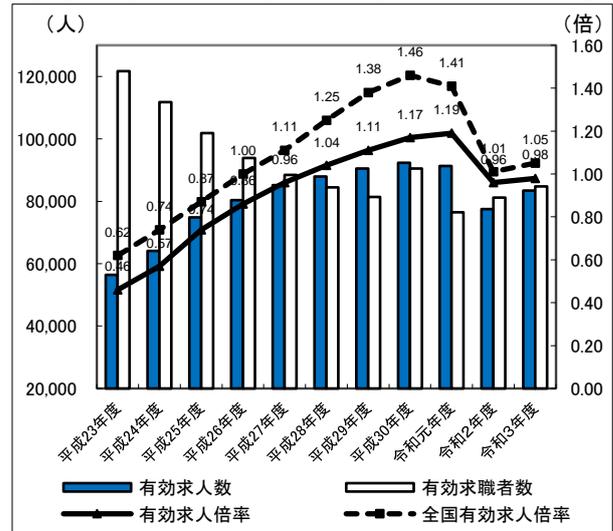
- 企業倒産や大型事業所の撤退などにより地域において大量の離職者が発生した場合、合同説明会や総合相談会の開催などにより、離職者の早期再就職及び生活の安定を図ります。

〈参考〉完全失業者数・完全失業率の推移



〔資料：総務省「労働力調査」〕

〈参考〉有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率（常用・北海道）



〔資料：北海道労働局「レイバーレター」〕

■中長期的労働力不足への対応

- 労働力人口の減少が見込まれる中、若年無業者や再就職を希望する子育て中の女性など、多様な人材の活躍を推進するため、ジョブカフェ北海道における若年無業者等の就業開拓やカウンセリングの実施により就職を支援します。
- ジョブカフェ北海道において訪問による企業個別相談を行い、人手不足解消や職場定着につなげます。
- 高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の提供や仕事と家庭の両立に向けた取組などを通じて、働き手の意欲を喚起しながら、ライフステージの各段階に応じた就業機会の拡大等に努めます。
- 若者の地域産業への就業促進と道内中小企業の円滑かつ安定的な人材確保を図るため、道内各振興局にて就業支援に関する相談を受け付けるとともに、道内関係機関と連携し、企業に対する人材確保・定着に向けた支援を行います。
- 少子高齢化や人口減少が進む本道において、外国人材の活用が重要性を増していることから、道内企業等を対象とした外国人材採用セミナーの開催など、外国人材の受入環境整備を促進します。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

- 仕事と家庭の両立を支援するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などについて普及啓発や支援制度の活用促進を図ります。
- 育児・介護休業制度の普及に努めるとともに、地域や家庭の実情を踏まえた子育てや介護の支援事業などにより、社会全体で育児や介護を支援する環境を整備します。

■非正規労働者の正社員化・処遇改善の推進

- ・就業環境改善による非正規雇用労働者の正社員化を促進し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図るため、専門家による個別支援や、実態の調査や処遇改善手法の普及・啓発などに努めます。
- ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、パートタイム・有期雇用労働法や労働契約法、労働者派遣法等の労働関係法令や各種支援制度の普及・啓発に努めます。

■中小企業等の就業環境改善の促進

- ・中小企業等の就業環境改善を促進するため、働き方改革やテレワークに関する相談窓口を本庁及び各（総合）振興局に設置して、国と連携した専門家による相談・助言等を行うほか、女性・高齢者・障がい者といった潜在的労働力の掘り起こしを行うことで、人手不足の解消をサポートするとともに、優良事例の普及に取り組めます。

■職業病・労働災害の防止対策の推進

- ・職業病・労働災害の防止対策を推進するため、労働災害防止会議の開催や産業医への研修などを行います。

■労使関係の安定

- ・中小企業労働相談所や労働相談ホットラインの相談機能、労働委員会によるあっせん制度を通じて、労使関係の安定を図ります。